

池田町老朽建物解体促進奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存在する老朽建物（老朽住宅、老朽店舗又は老朽併用住宅をいう。）を解体撤去する者に対し、奨励金を交付することにより、老朽建物の撤去を促進し、もって安全・安心の確保及び住環境の向上並びにまちなかの活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽住宅 建築後22年以上が経過し、現に池田町固定資産税台帳に登録されている戸建住宅・共同住宅をいい、当該住宅に附属する物置、車庫等を含むものとする。
- (2) 老朽店舗 建築後22年以上が経過し、現に池田町固定資産税台帳に登録されている事務所、店舗等事業目的に活用されていたもの（農業施設を除く。）いう。
- (3) 老朽併用住宅 建築後22年以上が経過し、老朽住宅と老朽店舗が一つの建物になっているものをいう（老朽店舗の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の1以上のものに限る。）。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 老朽建物の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人）
- (2) 町内に住所を有しており、老朽建物の解体撤去に必要な建設業法による建設業の許可を受けている事業者又は解体工事業の登録をしている事業者により、老朽建物の解体撤去を行う者
- (3) 解体撤去実施前で当該年度内に解体撤去を完了できる者
- (4) 市区町村税及び町使用料等を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

(事業対象工事)

第4条 この事業の対象となる工事は、次条に規定する事業対象経費の総額が200,000円以上の解体撤去工事とし、国、道、町その他の団体から補助金等（移転補償費を含む。）の交付を受けていないものとする。

2 老朽店舗及び老朽併用住宅は、池田町公共下水道区域（別図1）及び池田町旧高島簡易水道区域（別図2）に存するものに限り対象とする。

(事業対象経費等)

第5条 事業対象経費は、老朽建物の解体撤去に係る次の経費とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1) 解体撤去費
- (2) 廃棄物処理費（家財、備品、設備等を除く。）

(奨励金の交付方法及び交付額)

第6条 奨励金は、池田町商工会が発行する商品券又は協同組合池田町ワインスタンプ会が発行する商品券により交付するものとする。ただし、町外に住所を有する者については、この限りでない。

2 奨励金が100,000円を超える場合は、どちらかを50,000円単位として、両方の商品券を

選択することができる。

3 奨励金の額は、前条に規定する事業対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる対象物件の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 老朽住宅 300,000円
- (2) 老朽店舗又は老朽併用住宅 500,000円

4 前項の規定にかかわらず、町外に住所を有する者が当該奨励金を現金により受け取ることを希望する場合は、同項第1号及び第2号に掲げる額に100分の80を乗じた額を限度とする。

(交付条件)

第7条 事業完了後の跡地については、空地として放置せずに再利用に努めなければならない。また、やむを得ず空地として維持する場合は、周辺の環境衛生に悪影響を及ぼさないよう管理しなければならない。

(利用申込)

第8条 奨励金の交付を申請しようとする者（以下「申込者」という。）は、池田町老朽建物解体促進奨励事業利用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に次の関係書類を添えて、町長へ提出し審査を受けなければならない。

- (1) 見積書（対象経費内訳書）の写し
- (2) 解体撤去物件の写真
- (3) 誓約書（法定相続人が申請する場合）
- (4) 戸籍謄本等法定相続人であることが確認できる書類（法定相続人が申請する場合）
- (5) 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（町外者のみ）

2 町長は、申込書を受領したときは、その内容を審査し、交付認定の可否を決定し、池田町老朽建物解体促進奨励事業交付決定（却下）通知書（別記様式第2号。以下「通知書」という。）により必要に応じ条件を付して申込者へ通知するものとする。

3 申込者は、前項の通知書を受領後に老朽建物の解体撤去を実施するものとする。

(奨励金の交付申請)

第9条 前条第2項の規定により、奨励金の交付対象者として適当であると認定の決定を受けた者が老朽建物を解体撤去した場合は、その解体撤去を完了した日から1か月以内又は同項の通知書を受領した日の属する年度の末日までのいずれか早い期日までに池田町老朽建物解体促進奨励金交付申請書（別記様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去前と解体撤去後の状況を明らかにする写真
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事代金領収書の写し
- (4) マニフェスト（E票）の写し
- (5) 現金での交付を選択した場合は、支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第10条 町長は、交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に池田町老朽建物解体促進奨励金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知し、奨励金を交付する。

2 申請者は、前項による奨励金を商品券で受領した場合は、池田町老朽建物解体促進奨励金受領書（第

5号様式)を町長に提出しなければならない。

(調査の実施)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。この場合において、申請者は、この調査に協力しなければならない。

(奨励金の返還)

第12条 町長は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたことが明らかになったときには、既に交付した奨励金の一部又は全部について返還を命ずるものとする。

(事業期間)

第13条 事業期間は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(池田町補助金等交付規則の準用)

第14条 特別の定めがある場合を除き、奨励金の交付、決定の取消しに関しては、池田町補助金等交付規則(平成2年規則第34号)の規定を準用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。